



10月からスタート 幼児教育・保育無償化

ID 1018637

就学前の全ての3～5歳の子どもたちが、良質な幼児教育・保育の機会を得られるようにするため、幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料の無償化が始まります。今回は、無償化の内容などを紹介します。

☎ 保育課 ☎ (632) 2393

3～5歳児^(※1) 保育料は原則 無償



幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する全ての子どもたちの保育料が無償になります。ただし、保育料以外の通園送迎費や食材料費などはこれまで通り、保護者負担となります。

0～2歳児 保育料は原則 有償

ただし!



- 住民税非課税世帯は無償
保育の必要性の認定を受けて、保育所、認定こども園などを利用している子どもが対象となります。
- 第2子・第3子以降は軽減^(※2)
引き続き、多子世帯を対象に第2子は半額・第3子以降は無償となります。

何がどうなる? みんなのQ&A

Q 給食費はどうなるの?

3～5歳児が幼稚園、保育所、認定こども園などを利用した場合の給食費は、主食費・副食費を合わせて、利用する施設に実費で支払うこととなります。金額については、各施設にお問い合わせください。

(参考)これまで

3～5歳児が保育所や認定こども園(保育部分)を利用した場合は、ごはんやパンなどの主食費は保護者の実費負担で、利用する施設へ支払い、おかずやおやつなどの副食費は、毎月の保育料に含めて、市に支払っていました。

Q 幼稚園の保育料はどうなるの?

市が保育料を決定している幼稚園や認定こども園の保育料は、無償となります。施設で独自に保育料を決定している幼稚園は、月額最大2万5,700円まで無償となり、上限を超えた保育料は保護者負担となります。

なお、幼稚園・認定こども園(教育部分)は、満3歳児^(※3)から無償化の対象となります。

Q 障がい児通所施設などの利用料も無償化の対象になるの?

はい。保育所などと併用の場合も、対象となります。対象施設や利用条件など、詳しくは、子ども発達センター☎(647)4721へお問い合わせください。

Q 保育所や認定こども園などの延長保育は無償化の対象になるの?

いいえ。保育時間外の延長保育の利用料は対象になりません。

Q 幼稚園の預かり保育の利用料も無償化の対象となるの?

就労、妊娠・出産などの理由で保育の必要性の認定を受けて、幼稚園の預かり保育を利用している子どもは対象となります。利用日数に応じて、月額最大額の範囲内の利用料が対象となります。

- ▼ 3～5歳児
月額最大1万1,300円(利用日数×450円)
- ▼ 住民税非課税世帯の満3歳児^(※3)
月額最大1万6,300円(利用日数×450円)

Q 保育所などの一時預かりや、ファミリーサポートセンターの預かり保育を利用しているけど、無償化の対象になるの?

就労、妊娠・出産などの理由で保育の必要性の認定を受けた子どもが、上記サービスの他、認可外保育、病児保育を利用した場合に、月額最大額の範囲内で対象となります。

- ▼ 3～5歳児 月額最大 3万7,000円
- ▼ 0～2歳児 月額最大 4万2,000円(住民税非課税世帯のみ)

詳しくは、市HPをご覧になるか、保育課へお問い合わせください。

※1 3歳の誕生日を迎えた後の、最初の4月1日から小学校入学前まで。 ※2 子どもの人数や年齢など、世帯状況により異なります。 ※3 3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日まで。